

週休2日工事特記仕様書【土木工事】

本仕様書は週休2日対象工事に適用する。受注者は、次項（１）から（９）までを実施するものとする。また、令和8年度の積算基準から適用する。

（１）週休2日の考え方

１）週休2日（用語の定義）

- ①完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ②週単位の週休2日とは、対象期間の全ての週において、原則として現場閉所を土日とし、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工せざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
- ③月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。基本的には土曜日、日曜日とする。
- ④通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ⑤4週8休とは、「通期の週休2日」と同内容である。

２）対象期間

①週休2日

工事着手日※から現場施工が完了する日（後片付け期間は含まない）までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

また、週休2日の種類は「週単位の週休2日」「月単位の週休2日」「通期の週休2日」の3種類がある。

②交替制モデル

技術者※及び技能労働者※の従事期間をいい、現場作業を開始する日から現場作業が完了する日（後片付け期間を含まない）までの期間をいう。下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。

なお、交替制モデルの種類は、「週単位の（週休2日）交替制モデル」、「月単位の（週休2日）交替制モデル」「通期の（週休2日）交替制モデル」の3種類がある。

※工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手する日をいう。

※技術者とは、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、現場におかなければならない者であり、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、現場代理人のこと。

※技能労働者とは、建設工事の直接的な作業を行う、技能を有する労働者であり、技術者以外の現場作業員のこと。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(2) 達成基準

- ① 週単位の週休2日は、対象期間内の全ての週（原則として、日曜日から土曜日までの7日間とする。以下同じ。）毎に現場閉所日数が2日以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間内の7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行ってれば、達成しているものとみなす。また、夜間工事については曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、曜日を跨ぐ夜間で2回以上現場閉所を行ってれば達成しているものとみなす。
- ② 月単位の週休2日は、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。
- ③ 通期の週休2日は、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{(対象期間(対象月)内の現場閉所日数)}}{\text{(対象期間(対象月)内の総日数)}} \times 100$$

現場閉所率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位とする。

降雨、降雪や猛暑日等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- ④ 週単位の週休2日交替制モデルとは、対象期間において、現場閉所を行うことが困難な場合、全ての週で技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保する取組をいう。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、週2回の夜間で休みを取得してれば、週単位の週休2日を達成しているものとみなす。

なお、週単位の週休2日とは対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての週で平均休日数の割合（以下、休日率という。）が28.5%（2日/7日）以上の水準の状態をいう。

- ⑤ 月単位の週休2日交替制モデルは、対象期間において、現場閉所を行うことが困難な場合、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

なお、この場合の4週8休は、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で休日率が28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

- ⑥ 通期の週休2日交替制モデルは、対象期間において、現場閉所を行うことが困難な場合、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

なお、通期の週休2日とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日数の割合を百分率で示したもの（次式）の平均とする。

$$\text{休日率（％）} = \frac{\text{（技術者及び技能労働者の対象期間（対象週または月）内の休日数）}}{\text{（技術者及び技能労働者の対象期間（対象週または月）内の総日数）}} \times 100$$

休日数の割合及び休日率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位とする。

降雨、降雪や猛暑日等による予定外の休日についても、休日数に含めるものとする。

（３）週休２日工事の実施の記載

受注者は、施工計画書に週休２日工事を実施する旨を記載する。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により発注者が指定した週休２日の実施が困難な場合は、実施可能な現場閉所日の設定内容について、監督員と協議を行った上で、施工計画書に反映させる。

（４）現場閉所予定日の設定

- １）受注者は、工事着手日から現場施工が完了する日（後片付け期間は含まない）までの期間において現場閉所予定日を設定し、実施工程表等（自由書式）を工事着手前までに施工計画書と併せて監督員へ提出する。（情報通信技術の活用可）
- ２）設定にあたっては、静岡県内の公共工事において毎週土曜日を一斉休工とする“ふじ丸デー”の取組みを静岡市も賛同して実施しているため、そのことに配慮すること。
- ３）受注者は、工事着手前までに現場閉所の予定日が設定された実施工程表等を現場内に掲示して、工事関係者が休日等の予定をたてやすくなるように努めること。ただし、資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等にかかる建設工事の請負契約に該当しない関係者等については対象としない。

（５）災害対応時等の措置

受注者は、降雨、降雪や猛暑日等による予定外の現場閉所に伴って現場閉所日を変更する場合のほか、地元対応や関係機関からの要請、災害対応等により、やむを得ず現場閉所日を変更する場合は、予定が確定した時点で速やかに再設定し、工事関係者への周知を図ること。また、再設定した実施工程表等を速やかに監督員へ提出する。（情報通信技術の活用可）

（６）実施内容の報告

受注者は、現場閉所日を確保した結果について、対象期間（週毎、月毎または各始期日から28日間）と現場閉所日を明確にし、週単位及び月単位の週休２日は翌月10日以内、通期の週休２日においては各対象期間後7日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）に監督員へ提出する。（情報通信技術の活用可）

(7) 経費の補正 ※港湾、治山・林道のみ

当初の予定価格において、それぞれの経費に以下に掲げる補正係数を乗じた補正を行うものとする。また、市場単価については、別紙_表1に示す補正係数を乗じた市場単価とする。また、標準単価については、別紙_表2に示す補正係数を乗じた単価とする。なお、現場閉所日の確保状況を確認後、発注者が指定する現場閉所日の達成基準に満たない場合は、現場閉所日の確保状況に応じた以下に掲げる補正係数による補正での変更契約を行う。

(港湾)

現場閉所日の確保状況	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費	現場管理費
4週8休	—	—	1.02	1.03

(治山・林道)

現場閉所日の確保状況	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費	現場管理費
①(週単位) 週休2日	1.02	—	1.02	1.03
②(月単位) 週休2日	1.02	—	1.01	1.02
③(週単位) 交替制モデル	1.02	—	—	1.03
④(月単位) 交替制モデル	1.02	—	—	1.02

(8) 工事現場への明示

受注者は、工事現場において公衆の見やすい場所に、『本工事は、建設産業のワークライフバランスを推進する週休2日工事』である旨を明示すること。

(9) 工事成績評価

週休2日工事を実施した結果、現場閉所の達成状況が週休2日以上（交替制モデルも含む）である場合は、工事成績の加点対象とする。

(補足)

- ・実施にあたっては、『静岡市建設工事の担い手確保・育成事業に関するQ & A』を参考にするこ
と。
- ・上記については、市ホームページ（静岡市トップ）>しごと・産業>公共事業の技術政策>共通
仕様書・ガイドライン>施工条件明示事項に関連する特記仕様書等 に掲載。

表1. 市場単価

	補正区分		林野庁	
			(週単位)	(月単位)
			週休2日	週休2日
土 木 工 事	防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
		撤去	1.02	1.02
	防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
		撤去	1.02	1.02
	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
		撤去	1.02	1.02
	防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
	防護柵設置工（落石防護網）		1.01	1.01
	道路標識設置工	設置	1.00	1.00
		撤去・移設	1.01	1.01
	道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
		撤去	1.02	1.02
	法面工		1.01	1.01
	吹付砕工		1.01	1.01
	鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02

表2. 標準単価

工種	区分	林野庁	
		(週単位)	(月単位)
		週休2日	週休2日
区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物取りこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
塗膜除去工		1.02	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
浸食防止用植生マット工		1.02	1.02
（養生マット工）			
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02

快適トイレ設置について

(1) 適用

本仕様書は、建設現場の環境改善につながる快適トイレを設置する工事に適用する。

(2) 快適トイレの仕様

①快適トイレに求める機能及び備品は下記のとおりとする。

- (ア)洋式便座
- (イ)便座除菌シート等の衛生用品
- (ウ)水洗（簡易水洗、し尿処理装置付きも含む）
- (エ)臭い逆流防止機能付き（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること）
- (オ)容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの）
- (カ)照明設備（電池式可）
（夜間工事や現場が暗い等の支障がなければ設置しなくても良い）
- (キ)衣類掛け等のフック付、又は荷物置き場の設備機能（耐荷重5kg以上）
- (ク)鏡付きの洗面台

②女性専用快適トイレに求める機能及び設備は下記のとおりとする。

- (ケ)上記(ア)～(ク)までの機能及び備品
- (コ)男女別明確な表示
- (サ)出入りの様子が見えない対応(別方向入口や目隠し等)
- (シ)サニタリーボックス

(3) 受注者希望による実施

受注者は、快適トイレ設置工事に指定されていない工事においても、監督員と受注者の協議により実施することができるものとし、「工事請負契約における設計変更ガイドライン 7. 設計変更が可能なケース 3」に基づき設計変更の対象とする。

静岡市建設現場ハラスメント撲滅運動行動指針 (STOPハラスメント運動)

(1) 目的

国土交通省は、建設現場の就業環境改善等により、女性が活躍できる建設業の実現や若者の建設業への入職を促す取組みを実施している。この考えに鑑み、静岡市では、建設現場のパワーハラスメントやセクシャルハラスメント等のハラスメントを撲滅し、誰もが就労しやすい環境づくりを推進している。

(2) 対象工事

静岡市が発注する建設関連工事を対象とする。

(3) 受注企業の義務

建設業の担い手確保・育成と公共工事の品質向上を念頭に置き、建設現場のコミュニケーションの向上を図り、誰もが働きやすい建設現場となるように努力する義務を負う。

(4) 実施事業

下記事業について実施し、建設現場の就労者にどういった事象がハラスメントなのかを理解させることを目標とする。また、大規模工事（請負代金額1億円以上）については、①～⑤のすべてを、それ以外の工事については①～③を実施する。

- ①ハラスメント防止活動の実施
- ②現場事務所等にポスターの掲示
- ③セルフチェック表の配布
- ④建設現場に相談窓口の設置
- ⑤受注会社に相談員を置く

(5) 対象者

静岡市が発注した建設工事現場で就労している全就労者（元請け、下請けの区別なし）

(6) 実施内容（履行必須）

①ハラスメント防止活動

月に1度程度、建設現場で実施される朝礼等を利用し、教育資料を配布し、リーフレットを朗読するなどの研修会を実施し、就労者にパワーハラスメントやセクシャルハラスメント等を理解させる。

②ポスターの掲示

ハラスメント防止を目的とした啓発ポスター（※）を現場事務所や職員休憩室等に掲示する。ポスターについては市が用意した物以外を利用する事ができる。

③セルフチェック表の配布

配布対象や配布方法については自由。様式は（※）を参照のこと。

④建設現場に相談窓口の設置

相談窓口のポスター（※）を現場事務所や職員休憩室等に掲示し、相談窓口を設置すること。ポスターについては市が用意した物以外を利用する事ができる。

⑤相談員

受注会社に相談員を置き現場の相談に対応する。相談員への教育については、受注会社が厚生労働省の情報提供等を利用し実施する。

⑥実施内容の報告

受注者は、実施内容の状況を写真で撮影し、監督員へ報告するものとする。

※啓発ポスター、セルフチェック表、相談窓口のポスター等については、市ホームページ（静岡市トップ>しごと・産業>公共事業の技術政策>共通仕様書・ガイドライン>建設業の担い手確保・育成事業）をご覧ください。

（７）配布資料等

①事業の効率化のために資料を加筆訂正することや代替資料を使用する事を認める。

②市が用意した資料は最低限であるので、独自に資料を作成し教育プログラムを実施することや専門家による研修等の開催なども推奨する。

（８）推奨される企業の体制作り

①推進体制の整備

ハラスメント対策を具体的に推進する組織として「防止対策委員会」のような体制を整備する。

②基本方針の明確・明文化

企業として「職場のハラスメントは許さない」という方針を企業トップのメッセージとして打ち出し、就業規則等への規定などハラスメント防止のルールを明確にさせ、その旨を建設現場にも周知させる。

③社内や建設現場の実態を把握

従業員や入職者へのアンケート調査やヒアリングなどで社内の実態を分析し、自社や建設現場のハラスメント対策の方向性や課題を把握する。

④相談・苦情処理体制の整備

ハラスメントの問題は、予防対策をしっかりと未然に防ぐことが第一であるが、発生してしまった場合の対応として相談・苦情処理体制を整備しておくこと。

⑤従業員や入職者への教育・周知・啓発

従業員だけでなく、入職者への教育・周知・啓発に心掛けること。

建設業の現場環境改善について

(1) 総括基準

- ①本仕様書は、現場環境改善に要する費用を計上している工事に適用する。現場環境改善費は建設業のイメージアップ活動に充当するものであり、地域や一般社会の建設業に対するマイナスイメージを払拭することによって、建設業の担い手確保・育成および健全な発展、さらには公共事業の円滑な執行に資することを目的とする。受注工事の施工に際しては、監督員と協議して適正な現場環境改善計画を策定し実施するものとする。
- ②具体的な内容、実施時期を施工計画書に記載し、監督員と協議して決定するものとする。実施する内容は(2)技術基準によるものとする。
- ③受注者は、工事完了後、履行が確認できる資料を完成図書に添付し提出すること。
 なお、資料の様式は、次の市ホームページからダウンロードして使用すること。
 静岡市トップ>しごと・産業>公共事業の技術政策>共通仕様書・ガイドライン>施工条件明示事項に関連する特記仕様書等

(2) 技術基準

現場環境改善は設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携及び熱中症対策・防寒対策により構成され、受注者は計上費目について、以下の1)及び2)のとおり実施する。なお、現場環境改善の実施については『静岡市建設工事共通仕様書』第1編1-1-30第9項及び以下に基づいて履行するものとする。

1) 現場環境改善(率分)

別表1の内容のうち、原則として計上費目ごとに1内容ずつの合計4項目以上を実施するものとする。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。なお、現場環境改善の具体的内容は、すでに一般化している美装化などとしな

別表1 現場環境改善費（率計上）での実施内容

計上費目	実施する内容
仮設備関係	1. 昇降設備の充実 2. 環境対策の充実 3. I C T設備の充実 4. 作業負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舍の充実 3. 現場休憩所の充実（交通誘導員待機室含む） 4. 衛生設備・厚生施設の充実
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策
地域連携	1. 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、P R看板等） 2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

注）以下項目に係る現場環境改善は、受注者が自主的に判断し、自らの負担で実施することを原則とする。

・作業服 ・室内装飾品等 ・柵等図柄、規格等

バリケード等を一般交通の用に供する場所に設置する場合は、バリケード等の設置目的を損なわないこと。

参考図書：「建設工事公衆災害防止対策要綱の解説（土木工事編）」

2）熱中症対策・防寒対策

主に現場の施設や設備に対して実施される対策をいう。主な対策例は別表2のとおりであり、精算変更時に積上げ計上を行う。ただし、計上される費用は現場環境改善費（率計上）の100%を上限とする。

別表2 熱中症対策・防寒対策費（積上げ計上※）で実施される対策例

※現場環境改善費（率計上）の100%を上限

計上費目	実施する内容（現場環境改善に資する経費）
熱中症対策・防寒対策	1. スポットクーラー 2. 送風機 3. 日よけテント 4. ミストファン 5. 製氷機

注）熱中症対策・防寒対策を実施する場合は、「土木工事における熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づく現場管理費実施内容（塩飴、経口補水液等効果的な飲料水及び空調服等の作業員個人に係る経費）以外の項目を設計変更の対象とする。